

別紙 1

仕 様 書

- 1 業務名 第 3 中継ポンプ場主ポンプ整備業務
- 2 実施場所 下関市上新地町五丁目1番13号
- 3 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- 4 業務概要 主ポンプNo.6 の整備業務一式
(1) 新明和工業株式会社製水中汚水ポンプ（型式：CNF 3 0 0 - P、定格出力 7 5 k W）の分解整備
(2) 分解整備は、製造メーカー工場にて行うこと。
(3) 以下の図面を参照すること。
ア 実施場所：別図 1 ～ 2
イ 取替部品：別図 3
ウ 既設ポンプ仕様：別図 4
- 5 提出書類 (1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1 部
(2) 完了届（以下の項目について記載されたもの） 1 部
ア 業務名
イ 契約日
ウ 契約期間
エ 契約額
オ 完了年月日
カ 請求額
なお、委託料については、提出された業務完了届に基づく検査に合格した後、支払うものとする。
(3) 点検結果報告書 2 部
(4) 道路使用許可書の写し 1 部
(5) その他発注者が指示するもの
- 6 注意事項 (1) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
(2) ポンプ場の運転等に、支障を与えないこと。
(3) 事前に発注者とともに確認したうえで、ポンプ場内の荷役設備を使用することができる。整備対象のポンプについては重量物（1, 950kg ）であるので慎重に取扱い、作業者の安全を十分に確保すること。
(4) 本業務では対象機器の搬出、搬入作業において、ポンプ場に面する公道（市道）に各種作業車両を停車させる必要があり、この道路交通に影響を与える。このため、必ず道路使用許可の手続きを行い関係各署の許

可を得たうえで、その許可条件を遵守し適切に作業を行うこと。

- (5) 本業務に必要な事務手続き費用、機材は受注者の負担とする。
- (6) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、上水については、棟屋内のコンセント及び近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最少限にすること。
- (7) 点検等において発見された不具合等で、軽微なもの及び即日復旧可能な整備、調整については本業務に含むものとする。
- (8) 業務の実施に伴い、受注者の責により発注者及び第3者に損害を及ぼした場合は、全額負担の上、これを補償すること。
- (9) 天候の急変などの不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
- (10) 交換した部品、撤去材については、受注者にて適正に処分すること。
- (11) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
- (12) 未処理汚水に接触する作業については、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、安全衛生管理に努めること。